



平成27年 2月13日

各 位

会社名 東京都競馬株式会社
代表者名 代表取締役社長 山口 一久
(コード番号 9672 東証第1部)
問合せ先 取締役総務部長 羽田 達郎
(TEL 03 5767 9055)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年 2月13日開催の取締役会において、平成27年 3月26日開催予定の当社第90回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、利便性向上及び公告手続合理化のため、現行定款第5条に定める公告方法を会社法第939条に定める電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、法令で定める限度の範囲内で取締役会の決議をもってその責任を免除することができる旨、また、社外取締役及び社外監査役として優秀な人材を招聘できるように、両者との間で責任限定契約を締結することができる旨を、会社法第426条第1項及び会社法第427条第1項の規定に基づき、変更案第30条（取締役の責任免除）及び第38条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。なお、変更案第30条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、＜別紙＞のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年 3月26日
定款変更の効力発生日 平成27年 3月26日

以上

< 別紙 >

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(公告方法) 第 5 条 本会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 30 条 〃 < 省 略 ></p> <p>第 36 条 (新 設)</p> <p>第 37 条 〃 < 省 略 ></p> <p>第 43 条</p>	<p>(公告方法) 第 5 条 本会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 30 条 本会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。) の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p><u>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第 31 条 〃 < 条数繰り下げ ></p> <p>第 37 条 (監査役の責任免除) 第 38 条 本会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。) の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p><u>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第 39 条 〃 < 条数繰り下げ ></p> <p>第 45 条</p>